平成２９年（フ）第５４２号
埼玉県川口市朝日６丁目14番12号サンライジング101号
債務者　原　　和男
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
埼玉県吉川市大字川藤3892番地１、旧住所埼玉県吉川市吉屋１丁目133番地１
債務者　小林　勝江
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
埼玉県三郷市新和２丁目204番地４
債務者　冨澤　千春
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４６４号
大阪府和泉市富秋町１丁目４番22―308号、前住所大阪府貝塚市北町29番３号
債務者　上原　幸治
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
大阪府貝塚市海塚200番地１―15棟206号
債務者　片山　　浩
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目16番５号、前住所大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目10番10号
債務者　友寄　哲昌
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
大阪府岸和田市土生町９丁目１番５―201号
債務者　髙　　敏
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
大阪府和泉市観音寺町534番地の１セルサス和泉308号
債務者　上田　光洋
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
大阪府和泉市箕形町６丁目２番22―106号、前住所大阪府和泉市いぶき野３丁目１番１―101号
債務者　楠永敬治郎
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目10番10―７号
債務者　真邉　千里
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２９号
大阪府泉佐野市高松東２丁目８番１―912号、前住所大阪府泉佐野市高松東２丁目３番39号
債務者　森川しのぶ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第８３６号
札幌市北区新川１条３丁目２番３号　新川ニューキャッスル203号
債務者　山崎さおり
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５９号
札幌市白石区北郷３条３丁目２番１―405号
債務者　鶴田　綾菜（旧姓百石）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６５号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番13―106号
債務者　畑山裕一朗
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７９号
札幌市東区北50条東９丁目10番５号　開ハイツＢ棟102号
債務者　藤川　廣昭
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８０号
札幌市東区北50条東９丁目10番５号　開ハイツＢ棟102号
債務者　藤川クニ子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８１号
札幌市東区北50条東９丁目10番５号　開ハイツＢ棟102号
債務者　藤川　栄司
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部